

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し
2	対象税目	(法人税:義)(国税5) (法人住民税:義)(地方税 10) 【拡充】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>地域医療において公的医療機関と並び重要な担い手である社会医療法人及び特定医療法人の認定要件の一つである「全収入額に占める社会保険診療収入等が 100 分の 80 を超えること」(※)について、社会状況の変化を踏まえて見直す。</p> <p>※ 社会医療法人については医療法施行規則第 30 条の 35 の 3、特定医療法人については租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に基づく基準において定めている。</p> <p>見直し内容:「社会保険診療収入等」に、介護、助産及び予防接種の収入を追加する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>社会医療法人: 法人税法第 2 条第 6 項、第 7 条、第 66 条第 3 項 地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号口 医療法施行規則第 30 条の 35 の 3</p> <p>特定医療法人: 租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準</p>
4	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 29 年 7 月～8 月 分析対象期間: 平成 26 年度決算資料に基づき平成 29 年度法人数で推計
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	社会医療法人 平成 19 年制度創設 特定医療法人 昭和 39 年制度創設
7	適用又は延長期間	制度終了時まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年度を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを強化する必要があり、平成 29 年 6 月「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたところであるが、利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供に向けて、期待される医療機関の役割に対応できるよう社会医療法人等の制度整備を行う。</p> <p>社会医療法人は、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域に必要な医療を担うものとして平成 19 年に創設され、また、特定医療法人は、公益の</p>

			<p>増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受ける医療機関として昭和 39 年に創設されたが、ともに公的医療機関と並んで、地域の医療を推進していく役割が期待されている。</p> <p>《政策目的の根拠》 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号) 「国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講じ、…地域社会の形成に資することを目的とする。」 「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)」(平成 26 年 9 月 12 日厚生労働省告示 平成 28 年 12 月 26 日一部改正) 「急速に少子高齢化が進む中、医療及び介護の提供体制を支える医療保険制度及び介護保険制度の持続可能性を高めしていくためには、限りある地域の社会資源を効率的にかつ効果的に活用していく必要がある。」 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) 第 2 章(3)少子化対策、子ども・子育て支援 「…小児・周産期医療提供体制の充実、…に取り組むほか、…」 第 3 章3 (1)社会保障④健康増進・予防の推進等 「疾病予防・重症化予防を推進し、…」</p>																																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること (施策目標 2) 効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>																																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現行の特定医療法人の事業範囲の拡充により地域における医療・介護の充実が図られる。</p>																																				
9	有効性等	① 適用数等	<table border="0"> <tr> <td>社会医療法人 (H27 年 4 月 1 日)</td> <td>248 法人</td> <td>実績額</td> <td>資料なし</td> </tr> <tr> <td>(H28 年 4 月 1 日)</td> <td>266 法人</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(H29 年 4 月 1 日)</td> <td>281 法人</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">法人税適用実績</p> <table border="0"> <tr> <td>特定医療法人</td> <td>(H25 年度)</td> <td>232 法人</td> <td>56,560 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H26 年度)</td> <td>230 法人</td> <td>44,531 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H27 年度)</td> <td>233 法人</td> <td>43,440 百万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">以上法人税は「租税特別措置の適実態調査の結果に関する報告書」(財務省・第 193 回国会提出)より</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(H28 年度推計)</td> <td>233 法人</td> <td>43,440 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H29 年度推計)</td> <td>233 法人</td> <td>43,440 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H30 年度推計)</td> <td>233 法人</td> <td>43,440 百万円</td> </tr> </table>	社会医療法人 (H27 年 4 月 1 日)	248 法人	実績額	資料なし	(H28 年 4 月 1 日)	266 法人	同上		(H29 年 4 月 1 日)	281 法人	同上		特定医療法人	(H25 年度)	232 法人	56,560 百万円		(H26 年度)	230 法人	44,531 百万円		(H27 年度)	233 法人	43,440 百万円		(H28 年度推計)	233 法人	43,440 百万円		(H29 年度推計)	233 法人	43,440 百万円		(H30 年度推計)	233 法人	43,440 百万円
社会医療法人 (H27 年 4 月 1 日)	248 法人	実績額	資料なし																																				
(H28 年 4 月 1 日)	266 法人	同上																																					
(H29 年 4 月 1 日)	281 法人	同上																																					
特定医療法人	(H25 年度)	232 法人	56,560 百万円																																				
	(H26 年度)	230 法人	44,531 百万円																																				
	(H27 年度)	233 法人	43,440 百万円																																				
	(H28 年度推計)	233 法人	43,440 百万円																																				
	(H29 年度推計)	233 法人	43,440 百万円																																				
	(H30 年度推計)	233 法人	43,440 百万円																																				

			(H31年度推計) 233法人 43,440百万円 (H32年度推計) 233法人 43,440百万円 (以降同じ、要件緩和による認定件数増加は見込めないため)																					
	② 減収額	社会医療法人等 法人税 ▲79百万円 法人住民税、事業税 固定資産税、都市計画税 ▲52百万円 (うち法人事業税▲1百万円)																						
		特定医療法人の減収額 (表内全て減収、単位:百万円)																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲3,676</td> <td>▲2,895</td> <td>▲2,129</td> <td>▲1,911</td> <td>▲1,911</td> <td>▲1,824</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲474</td> <td>▲373</td> <td>▲323</td> <td>▲247</td> <td>▲247</td> <td>▲235</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H26	H27	H28	H29	H30	法人税	▲3,676	▲2,895	▲2,129	▲1,911	▲1,911	▲1,824	法人住民税	▲474	▲373	▲323	▲247	▲247	▲235	
	H25	H26	H27	H28	H29	H30																		
法人税	▲3,676	▲2,895	▲2,129	▲1,911	▲1,911	▲1,824																		
法人住民税	▲474	▲373	▲323	▲247	▲247	▲235																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲1,824</td> <td>▲1,824</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲235</td> <td>▲235</td> </tr> </tbody> </table>		H31	H32	法人税	▲1,824	▲1,824	法人住民税	▲235	▲235													
	H31	H32																						
法人税	▲1,824	▲1,824																						
法人住民税	▲235	▲235																						
		(法人税は [上記適用総額×(基準税率-優遇税率)・・・A]にて算出。 法人事業税は [A×地方税率12.9%]にて算出。)																						
		(参考)																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30~H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準税率</td> <td>25.5%</td> <td>25.5%</td> <td>23.9%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>優遇税率</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H26	H27	H28	H29	H30~H32	基準税率	25.5%	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%	優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	
	H25	H26	H27	H28	H29	H30~H32																		
基準税率	25.5%	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%																		
優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%																		
	③ 効果・税収減是認効果	《効果》 ・社会医療法人等は認定要件を満たさない場合、認定取消となることから、介護事業、助産、予防接種に対し、積極的に取組がなされていない現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。																						
		《税収減を是認するような効果の有無》 社会医療法人、特定医療法人の事業活動が広がることで、今後の介護事業の需要が増大に対応でき、増収と試算している。算定根拠は別添資料による。																						
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	社会医療法人等は認定要件を満たさない場合、認定取消となることから、介護事業、助産、予防接種に対し、積極的に取組がなされていない現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。																					
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	認定要件による規制が問題となっていることから、他の支援措置は考えられない																					

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地域の医療・介護体制の充実に資するとともに地方税においても増収が期待される
11	有識者の見解		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規要望

社会医療法人等の社会保険診療収入等の要件見直しによる影響
減収額(新規認定による影響)

H29年8月9日

1. 要件緩和による社会医療法人の増加は、大きくは見込めない。また、特定医療法人は平成20年から微減傾向にある。
(理由) 社会医療法人の認定は、事業要件が厳しく、年間17件程度であり、当該収入要件により大きく左右されるものではない

(社会医療法人として認定された事業数及び事業要件例)

認定された事業	施設数(複数回答)	
救急医療	187	救急医療・・・必要な設備、時間外等加算件数が全体の2割以上又は夜間等救急車搬送患者が年間750件以上
精神科救急医療	29	精神科救急医療・・・時間外等診療件数が人口1万人対7.5件以上
小児救急医療	21	小児救急医療・・・6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上
へき地医療	51	へき地医療・・・病院のへき地への医師派遣、巡回診療の年間延べ日数、へき地診療所の年間診療日が一定以上
災害医療	12	災害医療・・・災害派遣チームを有し、必要な訓練、研修に参加、時間外等加算割合16%以上等
周産期医療	7	周産期医療・・・分娩実施件数が年間500件以上、母胎搬送件数が10件以上、ハイリスク分娩管理加算算定3件以上
	307	

2. 積算

(年間新規件数)直近の新規認定件数は年17件程度である。

社会医療法人のうち附帯事業(介護事業)が黒字の法人は平成27年度調査で約32%であり、年間新規認定17件のうち1/3の6法人は介護事業が黒字と推定。今回の要件緩和による認定への影響を最大50%増と見積もる。新規認定のうち介護事業が黒字と推定される6法人から、影響による増加を3法人と見込む

国税／新規認定法人(年間3件)			新規認定法人数	平均収益(千円)	認定前税率	認定後税率	1法人あたり増減(千円)	年間の増減収(千円)	
法人税	減収見込み	本来業務(医業収益)	3	114,059	0.234	0	▲ 26,690	▲ 80,069	※所得税は利子・配当等への課税。 低金利下の国債運用等のため積算省略 ※収益事業は社会医療法人になって初めて行える千円・・・a
		附帯業務(介護収益)	3	18,107	0.234	0.19	▲ 797	▲ 2,390	
	増収見込み	収益事業	3	6,142	0	0.19	1,167	3,501	
計							▲ 78,959		

当該見直しによる法人税影響額(a) 78,959千円

地方税／新規認定法人(年間3件)			新規認定法人数	平均収益等(千円)	認定前税率	認定後税率	1法人あたり増減(千円)	年間の増減収(千円)	
法人事業税	減収見込み	社会保険診療収入	3	120,799	非課税	非課税	0	0	固定資産税評価額 固定資産税評価額(土地・建物) 822,195千円 721,449千円
		社会保険診療収入以外の本来業務	3	11,366	0.046	0	▲ 523	▲ 1,569	
	増収見込み	収益事業	3	6,142	0	0.046	283	848	
地方法人特別税			3	240	0.432		▲ 104	▲ 311	
固定資産税	減収見込み	救急医療等確保事業に供する不動産	3	822,195	0.014	0	▲ 11,511	▲ 34,532	
都市計画税	減収見込み		3	721,449	0.003	0	▲ 2,164	▲ 6,493	
道府県民税・市町村民税			3				▲ 3,395	▲ 10,186	
計							▲ 52,243		千円・・・b

(社会医療法人の平均収益額等は「平成26年度病院経営管理指標」による)

当該見直しによる地方税影響額(b) 52,243千円